消費生活センター

▶ 消費生活センターとは…

消費生活センターとは、地方公共団体が設置している行政機関であり、事業者との間に生じた契約トラブルに対する消費生活相談(相談は無料・秘密厳守)や消費者啓発活動、生活(衣食住)に関する情報提供などを行い、よりよい消費生活へのお手伝いをしているところです。

●場所 / 太田市役所（本庁舎２階）

▶ 悪質商法、被害ゼロに向けて知っておきたい法律

特定商取引に関する法律

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入等の消費者トラブルが生じやすい販売方法を対象にしています。クーリング・オフもこの法律で定められています。

●特定商取引に関する法律の対象となる取引
【消費者庁ホームページ】
https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/

二次元コード→

消費生活相談

消費者が契約等で事業者とトラブルとなった場合に相談を受け、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

おかしいな、困ったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう！

太田市消費生活センター
☎0276-30-2220
受付時間/月～金　9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始は休所)

消費者ホットライン(全国共通の電話番号)
☎188 いやや！
(お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります)
受付時間/原則毎日 9:00～16:00(年末年始は除く:国民生活センター)

消費者の味方！ クーリング・オフ制度

▶ ご存知ですか？クーリング・オフ

訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

”不意打ち”的に勧誘され契約してしまったときなど、後で冷静に（クーリング）考える時間を与えるという消費者を守る特別な制度です。

クーリング・オフができる期間（契約書面を受け取った日から）

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠商法では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エステ・美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	8日間
訪問購入	業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法	20日間

クーリング・オフができない場合

○自ら店舗へ出向いて、又は業者を呼んで購入したもの
○3,000円未満の現金取引の場合
○消耗品で使用してしまった分
（未使用分はクーリング・オフが可能です）
○インターネットショッピング・テレビショッピング・カタログショッピングなど通信販売で購入した場合
（通信販売は販売業者の返品規定に従います。返品規定がない場合は返品が可能です）
○自動車、放送、葬式など

クーリング・オフ

クーリング・オフ期間が過ぎてしまったら…

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、あきらめないで、すぐに消費生活センターへ相談をしてください。

販売方法によっては、中途解約ができます。また、契約に至った経緯に法律で不適切とされている勧誘行為等があった場合は契約そのものが解約・取消・無効になる場合があります。

▶ クーリング・オフの方法

①契約書面を受け取った日からクーリング・オフができる期間（左記参照）内に、はがきなどの書面または電子メールで行いましょう。
②はがきの場合は、表と裏のコピーを取り保管し、特定記録郵便又は簡易書留で郵送し、送付した証拠を残します。電子メールの場合は、送信メールを保存します。
③クレジット契約をした場合は、クレジット会社（信販会社）にも同時に通知します。
④商品が手元にある場合は、着払いで返品します。
⑤支払済みのお金は、全額返金されます。
⑥関係書類は5年間保管しましょう。

<クーリング・オフ はがきの書き方>

裏

通知書
次の契約を解除します
契約年月日　　年　月　日
商品名
契約金額　　円
販売会社
(担当者名)
支払った代金　　円を返金し、
商品を引き取ってください。
年　月　日
(契約者)
住所
氏名

表

郵便はがき
□□□-□□□□
切手
特定記録郵便又は簡易書留
株式会社 ×××××
××県××市××町
×丁目×番×号

※クレジット払いで契約した場合は、クレジット会社宛にも通知してください。